

敦賀市地域防災会防災器具等整備費助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域防災会に対し、防災器具等及びそれを保管するための倉庫（以下「倉庫」という。）の購入又は修繕に要する費用（以下「購入費等」という。）の一部を助成し、地域防災会の育成強化を図るため、敦賀市地域防災会防災器具等整備費助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「地域防災会」とは、区長が所管する町内会又は自治会（以下「町内会等」という。）を単位として、地域住民が自主的に地域の防災活動等を行う組織をいう。

（助成の対象者）

第3条 助成金の交付の対象となる者は、地域防災会及び地区防災計画を敦賀市防災会議に提案した地区とする。

2 前項の規定に関わらず、倉庫の購入及び建設に要する費用の助成金の交付の対象となる者は、あらかじめ倉庫を設置しようとする土地等の用意ができている地域防災会で、次のいずれかの事業を利用して倉庫を設置したことがあるものとする。

- (1) 敦賀市自主防災会設置補助事業
- (2) 敦賀市自主防災会運営費等補助事業
- (3) 敦賀市地域防災会防災資機材倉庫設置助成事業

（助成対象経費及び助成限度額等）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする地域防災会は、助成金交付申請書（様式第1号）に、事業実施計画書を添えて、敦賀市地域防災連絡協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、これを審査し、交付の可否及び交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第2号）により地域防災会に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の交付決定を受けた地域防災会は、当該助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書（様式第3号）に、必要な書類を添えて、速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、これを審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 会長は、助成金の額を確定した場合において、助成金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、速やかに助成金確定通知書（様式第4号）により、その額を助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により助成金の額を確定したときは助成金を交付する。

(助成金の請求)

第10条 地域防災会は、前条の規定による助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（様式第5号）を速やかに会長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第11条 助成金の交付を受けた地域防災会は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災器具等及び倉庫は、十分に注意を払い、常に良好な状態で使用することができるよう維持管理に努めること。
- (2) 電気料金や土地借上げ料等、防災器具等及び倉庫の維持管理に必

要な経費は、地域防災会の負担とすること。

(この要綱に定めがない事項)

第 12 条 助成事業に関し、この要綱に定めがない事項については、
敦賀市補助金等交付規則の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、敦賀市自主防災会運営費補助金を受けている
場合は、その補助金を優先する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 6 月 2 日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費及び助成限度額等

助成対象経費		助成限度額等
(1) 防災器具等の購入及び修繕に要する経費	ア 消火用器具等	・ 限度額 150,000円 (200,000円) ・ 助成率 左記の経費の2分の1以内 (左記の経費の3分の2以内)
	イ 救出・救助用器具等 ウ 救護用器具等 エ 情報収集・伝達用器具等 オ 給食・給水器具等 カ 被服・標識等 キ 非常食・保存水等 ク その他会長が必要と認める器具等	
(2) 倉庫の購入、建設及び修繕に要する経費で、会長が必要と認めるもの		※（）内は、助成の対象が敦賀市防災会議に地区防災計画を提案した地区である場合の限度額及び助成率であること

※助成金の額は、予算の範囲内において会長が決定した額であること。

敦賀市地域防災会防災器具等整備費助成金交付要綱の
取り扱いについて

- 1 別表に規定する「会長が必要と認めるもの」とは、次のとおりとする。
 - (1) 町内会等が所有する既存建物を倉庫に改造する場合も補助対象とする。
 - (2) 整理用棚は補助対象経費に含める。
- 2 事前協議について
倉庫を設置しようとするときは、あらかじめ危機管理対策課に相談することとする。
- 3 購入又は修理した防災器具等及び倉庫の写真について
防災器具等及び倉庫にラベルを貼りつけてから撮影したもので、かつ数量が確認できるものとする。ただし、ラベルを貼付し難い、又は材質が貼付に適さない等の事由により、ラベルを貼ることが困難な場合はその限りではない。
- 4 ラベルの記載事項について
事業年度及び事業名を記載したものとする。
例) ○○年度敦賀市地域防災会防災器具等整備費助成事業
- 5 除雪用アタッチメントについて
当器具の使用目的を、より明確にするため、除雪に使用した際は、購入から1年毎に5年間、除雪機械作業日誌を提出するものとし、協議会事務局で保管するものとする。